

休止
廃止 届書
再開

届出内容に該当する一つが選ばれていることを確認すること。

業務の種類別	薬局	薬局製造販売医薬品製造販売業	高度管理医療機器等販売業	再生医療等製品販売業
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日	第000000号 00年00月00日	第000000号 00年00月00日	第000000号 00年00月00日	第000000号 00年00月00日
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	健康安全部薬局 所在地 川崎市川崎区宮本町1 (電話) 000-0000			
休止、廃止又は再開の年月日	00年 00月 00日			
備考	改装工事の際、許可証を紛失。			

休止、廃止又は再開の年月日が記載されていること（事後30日以内）。
休止の場合は休止する期間が記載されていること。
（例）0年0月0日まで休止の予定。
その場合、休止予定期間が現許可期間の範囲内であるか確認すること。

廃止の場合で許可証の添付のない場合は、理由が記載されていることを確認すること。

届出内容に該当する一つが選ばれていることを確認すること。

上記により、
休止
廃止
再開
の届出をします。

令和00年 00月 00日

休止、廃止又は再開の年月日から事後30日以内の届出であること。
事前届出は不可。

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

川崎市川崎区宮本町1

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社健康安全部
代表取締役 多摩 花子

川崎市長 殿

川崎市長と記載されていること。
（神奈川県保健福祉事務所長、川崎市〇〇区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）長等は不可）

押印は不要。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、薬局、第1種医薬品、第2種医薬品、医薬部外品、化粧品、第1種医療機器、第2種医療機器、第3種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業、管理医療機器の販売業若しくは貸与業又は医療機器の修理業の別を記載すること。
- 4 医薬品等の製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通提出すること。
- 5 管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄に、その販売業又は貸与業の届出を行った年月日を記載すること。
- 6 休止の場合には、休止、廃止又は再開の年月日欄に「〇年〇月〇日まで休止の予定」と付記すること。
- 7 配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
- 8 登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。